(11)　基準点一〇から方位角一〇三度一四分二四秒二一・三二九メートルの点（基準杭）を基準点一一とする。

(12)　基準点一一から方位角八〇度五七分四四秒五七・三七六メートルの点（基準杭）を基準点一二とする。

(13)　基準点一二から方位角七三度二八分一二秒五一・二九七メートルの点（基準杭）を基準点一三とする。

(14)　基準点一三から方位角七四度二〇分三一秒一八二・一〇八メートルの点（基準杭）を基準点一四とする。

(15)　基準点一四から方位角七〇度五六分一八秒二三四・九〇〇メートルの点（基準杭）を基準点一五とする。

(16)　基準点一五から方位角七度一三分二二秒一一八・〇三五メートルの点（基準杭）を基準点一六とする。

(17)　基準点一六から方位角四度〇〇分〇一秒一〇〇・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点一七とする。

(18)　基準点一七から方位角二三度〇〇分〇〇秒一八三・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点一八とする。

(19)　基準点一八から方位角二八度〇〇分〇〇秒九五・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点一九とする。

(20)　基準点一九から方位角四二度〇〇分〇〇秒二五四・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点二〇とする。

(21)　基準点二〇から方位角五一度〇〇分〇〇秒五五〇・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点二一とする。

(22)　基準点二一から方位角五六度〇〇分〇〇秒五六四・〇〇〇メートルの点（基準杭）を基準点二二とする。

(23)　基準点二二から方位角六八度〇〇分〇〇秒九〇〇・〇〇一メートルの点（基準杭）を基準点二三とする。

(24)　基準点二三から方位角七二度一二分一二秒三四〇・二一四メートルの点（基準杭）を基準点二四とする。

・補助点

基準点一から基準点二四までの海上に基一から基二四までを設定する。

基一　基準点一から方位角三二〇度〇三分三一秒三八・三六四メートルの点

基二　基準点二から方位角二七〇度〇〇分〇〇秒七〇・〇〇〇メートルの点

基三　基準準点三から方位角二〇〇度三〇分四四秒八九・一九六メートルの点

基九　基準点九から方位角二一三度二四分一四秒四九・三五四メートルの点

基一一　基準点一一から方位角一六一度四二分四九秒六一・五七六メートルの点

基一四　基準点一四から方位角一〇五度四六分一五秒二八七・四〇二メートルの点

基一五　基準点一五から方位角一〇九度三三分〇七秒二八七・二七六メートルの点

基一六　基準点一六から方位角九〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの点

基二〇　基準点二〇から方位角一八〇度〇〇分〇〇秒一八〇・〇〇〇メートルの点

基二一　基準点二一から方位角一八九度〇五分三八秒二〇〇・三五一メートルの点

基二二　基準点二二から方位角一〇五度二七分五四秒二〇七・〇二〇メートルの点

基二三の一　基準点二三から方位角一六三度一二分一二秒一二三・五九六メートルの点

基二三の二　基準点二三から方位角一三四度五九分〇五秒二四四・六七七メートルの点

基二四　基準点二四から方位角一六二度三一分三七秒一九九・七三五メートルの点

○近畿地方整備局告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二号　加古川市平岡町高畑字辻ケ内三二九番一地内

(二)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月十八日

(五)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○北海道開発局告示第二百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
紋別市上渚滑町中渚滑五三番から同市上渚滑町中渚滑二四番二まで	前	A　一四・五八～二七・九八メートル B　一〇・〇〇～二九・一八　〇・四七九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一四・五八～二七・九八　〇・四七九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部